

GMSI「機械システム・イノベーション」プログラム
国際学会・関係機関訪問渡航支援に関する規約

1. 支援の概要

本 GMSI「機械システム・イノベーション」プログラムは次世代を担うリーダーシップを発揮する人材の養成を図る。その一環として、本プログラムに関係する博士課程学生、PD が海外および国内の国際会議において研究発表し、海外での発表においては自ら連絡を取り関係機関（大学・企業等）を積極的に訪問する場合に、また、海外の研究機関において共同研究、国際インターンシップを行う場合に、研究成果、渡航計画に関する厳格な審査を経て支援する。

2. 応募資格

(1) 対象者は以下の通りとする。

- ① 本 GMSI プログラム履修者、ただし 機械工学、航空宇宙工学、精密工学専攻に所属する者
- (2) 海外および国内の国際会議において自ら発表すること。
- (3) 発表する論文等の筆頭著者、または、本 GMSI 関連指導教員と連名であること。
- (4) 海外の国際会議においては同時に自ら連絡を取り関係機関（大学・企業等）を積極的に訪問することが強く推奨される。

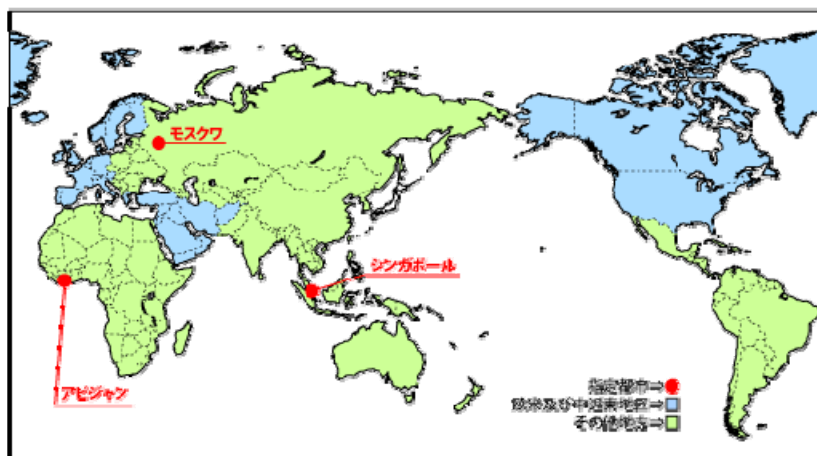
3. 公募・審査のスケジュール

海外および国内の国際会議につき、年間を通じて 1 回申し込める。公募のスケジュールは別途指示する。

なお、緊急に支援を必要とする場合には GMSI 事務局に問い合わせられたい。

4. 支給額

- (1) 1 人あたりの旅費支援は原則 40 万円を上限とする。上限を超える申請については、申請内容を精査し、特別な事情を勘案して決定する。
- (2) 国際会議登録料は、上記の上限額とは別枠とする。ただし、バンケット代は支給しないので差し引くこと。
- (3) 宿泊費、日当を支給する。ただし、やむ得ない場合を除き、海外渡航では、宿泊費の上限を 17,000 円(欧米および中近東地区)、8,500 円(その他の地方)、国内渡航では、宿泊費の上限を 8,200 円とする。日当などその他費用については東京大学旅費規定に従う。



5. 海外派遣期間

- (1) 海外派遣出張期間は、学会会期プラス数日以内の現地滞在を原則とする。(ただし用務が無い場合は、学会会期前後の現地滞在は認められない)
- (2) 共同研究による海外派遣の場合、1～2週間程度が標準である。
- (3) 国内の国際会議派遣出張期間は2014年3月中旬までに限り、学会会期以内の現地滞在を原則とする。

6. 提出書類と提出先

提出先はGMSIプログラム事務局とする。

(1) 申請段階

- 1) 申請フォーム (GMSI との関連説明, 日程, 旅費見積もり等の情報を含む)。
- 2) 渡航理由を証明するもの (学会からのアクセプタンスレター, 学会の期間や講演の記載ページなどプログラムのコピー), 訪問先とのやりとりを示す文書を添付すること。
- 3) 「共同研究を実施する」旨を記した渡航先の共同研究者のサイン入りのレターなど。ただし, これらは見込みでも良い。アクセプタンスレター等の書類は決定後提出のこと。
- 4) 航空券代金を証明するもの。申請者は, できる限り安価なエコノミー航空券を利用すること。承認を得るまで航空券は購入しないこと。特別な場合は, GMSI 事務室に相談すること。
- 5) 国際会議の登録料 (学会参加費およびプロシーディングス代) も申請する場合は, 国際会議登録料の内訳を証明するもの (学会 URL, プログラム中の記載ページのコピーなど)。

(2) 採択後, 出発前 (5週間)

- 6) 本学通常の出張書類。
- 7) 国際会議の登録料も申請する場合は, 国際会議の登録料支払いを証明するもの (領収書, カード引き落としの証明書)。

(3) 帰国後 (2週間)

- 8) 発表論文の別刷またはプロシーディングスのコピー (出典が記載されたもの)。
- 9) 捺印した出張報告書 (ハードコピー) およびその電子ファイル。

(4) 報告書の内容

- 10) 以下の内容を含み A4 で2ページ程度, 書式は別途指定。
 - ・ 国際会議および訪問先の要件あるいは共同研究全体の概要。
 - ・ 国際会議の場合は, 自身の発表内容の概要。
 - ・ 訪問先での成果の概要。
 - ・ 共同研究の場合は, 出張期間中の成果の概要。
 - ・ 出張に対する感想 (渡航前後で成長したこと), その他出張の成果に関して特筆すべきこと。

7. その他

- (1) 採択された場合, 当該論文・会議録に, 本GMSIプログラムの支援を明記し, 謝辞を入れる (謝辞の例文は下記参照)。なお, やむを得ず謝辞記載が間に合わない場合も含め, 本プログラムの成果についての公开发表会や報告書などにおいて, 発表あるいは執筆などの協力をする。
- (2) 支援回数は, 年1回までとする。
- (3) 採択後に手続きを開始すること。
- (4) 採択数には限りがあり, GMSI 教育プログラムの参加状況を採択基準とする。

[参考]

渡航支援に対する謝辞の例

(英文) The author (One of the authors (イニシャル)) was supported through the Takuetsu Program,

by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology.

(和文) 著者は(著者の一人(イニシャル))は, 文部科学省卓越した大学院拠点形成支援補助金による補助を受けた.

全般的な支援に対する謝辞の例

(英文) The present work (research) was supported (in part) through the Takuetsu Program, by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology.

(和文) 本研究の一部は, 文部科学省卓越した大学院拠点形成支援補助金による補助を受けた.

以上